

令和2年8月28日

第8回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和2年8月28日(金) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 市川会長 中西職務代理者 山崎委員 堅田委員  
中村委員 谷脇(裕)委員 山口委員
4. 欠席委員 (農業委員0名)
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長  
盛光主監
6. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第2号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. その他



	<p>(2) 申請受理面積 地目 台帳 田 1 3 5 6 m<sup>2</sup> 合計 1 3 5 6 m<sup>2</sup></p> <p>番号1 申請人 譲渡人 地区：〇〇 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名：〇〇 〇〇</p> <p>譲受人 地区：〇〇 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名：〇〇 〇〇</p> <p>土地の所在地 須崎市上分字下駄場丙〇〇 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 6 2 9 m<sup>2</sup> 土地の所在地 須崎市上分字下駄場丙〇〇 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 1 3 7 m<sup>2</sup> 土地の所在地 須崎市上分字石建丙〇〇 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 5 9 0 m<sup>2</sup> 事 由 売買 耕 作 面 積 2 2 . 6 8 a 稼 働 力 2 / 2</p>
議 長	市川会長 それでは補足説明をお願いします。
補足説明	<p>竹下次長</p> <p>番号1番の申請について、法定の添付書類は整っています。譲受人は〇〇歳。現在は、会社員で、兼業で農業を行っています。申請地は、上分丙、3筆合わせて1, 3 5 6 m<sup>2</sup>になります。譲受人の経営面積は、2, 2 6 8 . 5 1 m<sup>2</sup>で、売買による所有権移転で経営面積を拡大するものです。譲受人の経営農地はすべて耕作されています。譲受人は、耕うん機・管理機等を保有しており、農作業歴は10年で、農作業には本人と妻が従事しています。経営面積については、今回の所有権移転により3, 0 0 0 m<sup>2</sup>を超えますので下限面積は、問題ありません。譲受人は、申請地において、しょうが、野菜等の栽培を行うとのことなので周辺の農地に影響を与えるものではないと思われます。</p> <p>なお、事務局で現地確認をした際に、須崎市上分字下駄場丙〇〇および須崎市上分字石建丙〇〇については、雑草等により荒れていたため本人に、耕作の確認を行うと、須崎市</p>

	<p>上分字石建丙〇〇については、重機をいれて畑にすること須崎市上分字下駄場丙〇〇についても農地として管理をするということを確認しています。</p> <p>番号1番の申請について、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われます。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは関係委員さんの、ご意見をお願いいたします。</p>
意 見	<p>13番谷脇（裕）委員</p> <p>こちらは、事務局説明にもありましたように2筆は草が生えていてあまり管理されていませんが少し手を入れれば農地として利用できると思われます。残りの1筆は現在、耕作されており特に問題なく今後も耕作されることと思われます。</p> <p>14番 中西委員（農業委員）</p> <p>こちらの申請地につきましては、推進委員からは特に意見も異議もなく許可相当と判断します。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>許可相当と判断するというところでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の審議につきましては、農地法第3条1項の規定により許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第2号、農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第2号、農用地利用集積計画について（諮問）。上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。</p> <p>令和2年8月28日須崎市農業委員会会長市川雅彦。資料は、別冊のとおりです。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは補足説明をお願いします。</p>

補足説明	<p>盛光主監</p> <p>それでは、別冊についてご説明いたします。</p> <p>農用地利用集積計画書（案）。令和2年度第3号。農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。令和2年8月28日。須崎市長楠瀬耕作。</p> <p>まず、利用権設定を受ける者の農業経営状況総括表ですが、この会社は、一般法人である為、解除条件が付いてきます。</p> <p>利用権設定の賃貸借又は使用貸借において、設定期間中の解約は貸人、借人双方の合意解約という定めがありますが、農業生産法人でない一般法人が利用権設定を行う場合、次の条件が追加されます</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 毎年、事業年度の終了後3ヵ月以内に当該農地の利用状況報告書の提出義務。</li> <li>2. 借人が農地を適切に利用していない場合、貸人が一方的に賃貸借契約を解除することが可能。</li> <li>3. 須崎市長においても、農地を適切に利用していない場合、農業委員会の決定を経て、利用集積計画の取り消しが可能。</li> <li>4. 農地を適切に利用していない場合の中途解約となった場合、残りの期間に相当する違約金の支払い義務。</li> </ol> <p>の条件が追加されます。</p> <p>利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表</p> <table border="0"> <tr> <td>整理番号</td> <td>R 2 - 6 および R 2 - 7</td> </tr> <tr> <td>利用権設定等を受ける者</td> <td>住所 ○○○○○○○○ 氏名 有限会社 ○○○○</td> </tr> <tr> <td>農作業従事日数</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>利用権設定等面積</td> <td>整理番号 R 2 - 6 農地 3363 m<sup>2</sup> 2215 m<sup>2</sup> 整理番号 R 2 - 7 農地 1070 m<sup>2</sup> 合計 6648 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>経営耕地面積</td> <td>農地 5348 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>利用権設定等面積と経営耕地面積の合計</td> <td>農地 10926 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>農作業従事者</td> <td>農業専従者 2名（内15歳以上60歳未満の者0名）</td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>R 2 - 6</td> </tr> </table>	整理番号	R 2 - 6 および R 2 - 7	利用権設定等を受ける者	住所 ○○○○○○○○ 氏名 有限会社 ○○○○	農作業従事日数	300日	利用権設定等面積	整理番号 R 2 - 6 農地 3363 m <sup>2</sup> 2215 m <sup>2</sup> 整理番号 R 2 - 7 農地 1070 m <sup>2</sup> 合計 6648 m <sup>2</sup>	経営耕地面積	農地 5348 m <sup>2</sup>	利用権設定等面積と経営耕地面積の合計	農地 10926 m <sup>2</sup>	農作業従事者	農業専従者 2名（内15歳以上60歳未満の者0名）	整理番号	R 2 - 6
整理番号	R 2 - 6 および R 2 - 7																
利用権設定等を受ける者	住所 ○○○○○○○○ 氏名 有限会社 ○○○○																
農作業従事日数	300日																
利用権設定等面積	整理番号 R 2 - 6 農地 3363 m <sup>2</sup> 2215 m <sup>2</sup> 整理番号 R 2 - 7 農地 1070 m <sup>2</sup> 合計 6648 m <sup>2</sup>																
経営耕地面積	農地 5348 m <sup>2</sup>																
利用権設定等面積と経営耕地面積の合計	農地 10926 m <sup>2</sup>																
農作業従事者	農業専従者 2名（内15歳以上60歳未満の者0名）																
整理番号	R 2 - 6																

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 (有) ○○○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日

利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日

聴取確認欄

1. 通作距離 1～10km
2. 権利の種類 賃借権設定(通年)
3. 借受人の分類 法人 その他
4. 貸付人の分類 個人
5. 中核農家の該当の有無(借受人) 無
6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望
7. 経営規模(農地面積) 借人 0.5～0.7ha 貸人 不耕作
8. 経営改善計画の認定の有無(借受人) 有

利用権設定関係

利用権を設定する土地

所在 須崎市浦ノ内立目摺木字平田○○

現況地目 田

面積 3363㎡

所在 須崎市浦ノ内立目摺木字平田○○

現況地目 田

面積 2215㎡

設定する利用権

内容(作物名) 花卉(ハウス)

期間 令和2年9月1日～令和12年8月31日 10年間

借賃 10a当り120,000円

借賃の支払方法 毎年末口座振込

利用権の種類 賃借権

当事者間の法律関係 賃貸借

利用権を設定する土地の利用権を設定するもの以外の権限者等

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

同意印 有

整理番号 R2-7

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 (有) ○○○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日

利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日

聴取確認欄

1. 通作距離 1～10km
2. 権利の種類 使用貸借による権利設定(通年)
3. 借受人の分類 法人 その他
4. 貸付人の分類 個人
5. 中核農家の該当の有無(借受人) 無
6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望
7. 経営規模(農地面積) 借人 0.5～0.7ha 貸人 不耕作
8. 経営改善計画の認定の有無(借受人) 有

利用権設定関係

利用権を設定する土地

所 在 須崎市浦ノ内立目摺木字平田○○

現況地目 田

面 積 1070㎡

設定する利用権

内容(作物名) 花卉(ハウス)

期 間 令和2年9月1日～令和12年8月31日 10年間

借 賃 0円

借賃の支払方法 なし

利用権の種類 使用貸借

当事者間の法律関係 使用貸借

利用権を設定する土地の利用権を設定するもの以外の権限者等

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○○

同意印 有

利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。

	<p>整理番号R2 - 6、7について、借受人は同じですので、併せて説明します。借受人の主たる経営作物はハウスの花卉で、構成員は2人、うち2人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません。第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についてですが、R2-6については、所有権等の第4号に規定する権利を有する者は3名、うち2名の同意を得られており、R2-7については、所有権等の第4号に規定する権利を有する者は2名、うち2名の同意を得られており、ともに対象農地について二分の一を超える共有持ち分を有する者の同意が得られていることから、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請2件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは、関係委員さん意見をお願いします。</p>
意 見	<p>3番 中村委員（農業委員）</p> <p>この申請地については、周辺農地への影響も無いと思われるので特に問題はないと判断します。</p> <p>14番 中西委員（農業委員）</p> <p>申請地につきましては、推進委員からも特に意見等はありませんでしたので、計画は妥当と判断します。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>十分な審議の結果、計画は妥当と判断し、答申をすることにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第2号農用地利用集積計画について（諮問）を、承認す</p>

<p>そ の 他</p> <p>閉会宣言</p>	<p>ることに決定し、答申することとします。 以上で議案は終わりましたが、その他、何かございませんか。</p> <p>国広局長 農業委員・推進委員の選任・募集についての説明</p> <p>市川会長 以上で第8回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 3時10分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">5 番</p> <p style="text-align: center;">13 番</p>
--------------------------	--